

政令第百五十一号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十一年四月十三日」を「平成三十三年四月十三日」に改める。

別表第三の二中「ソマリア」の下に「南スーダン」を加える。

附 則

この政令は、平成三十一年四月十二日から施行する。